



(裏面)

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
- (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
- ①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 37 に規定する期間内に法第 12 条の 5 第 2 項又は第 3 項の規定による報告をしなかった者
  - ②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者
  - ③の場合 法第 14 条第 13 項、第 14 条の 2 第 4 項、第 14 条の 4 第 13 項又は第 14 条の 5 第 4 項の規定による通知をした者
  - ④の場合 法第 14 条の 3 の 2 第 3 項 (法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。) の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列 4番)